

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針の変更について

令和 2 年 5 月 1 2 日
農 林 水 産 省
消 費 ・ 安 全 局

1 背景・経緯

- (1) 「特定家畜伝染病防疫指針」(以下「防疫指針」という。)については、家畜伝染病予防法第 3 条の 2 第 6 項に基づき、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも 3 年ごとに再検討を加え、必要に応じてこれを変更することとされている。
- (2) 今般、我が国における豚熱の発生やアジア地域におけるアフリカ豚熱 (ASF) の断続的な発生を踏まえ、家畜伝染病予防法を一部改正する法律 (内閣提出法案) が公布され、以下の規定が新たに追加された。
- ① 関連事業者の責務が明確化
 - ② 都道府県知事の家畜の所有者に対する飼養衛生管理基準の遵守についての緊急的な勧告・命令
 - ③ 野生動物で悪性伝染性疾病の感染が確認された場合における、発見された場所等の消毒、通行制限、周辺農場等に対する移動制限
- (3) これらの内容について、現行の高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに係る防疫体制を踏まえ、その具体的な運用方法について整理し、本防疫指針内容の全部変更について検討することとしたい。

2 防疫指針の見直しの方針

- (1) 先行している ASF 等の防疫指針に併せ、章及び節立ての構成に変更。
- (2) 家きんの所有者の責務、関連事業者の責務を明記。
- (3) 発生農場の外縁部及び鶏舎周囲への消石灰の散布、粘着シートの設置や殺鼠剤の散布により、農場外への病原体拡散防止措置を行う旨を明記。また、発生農場の周囲 1 km 以内の区域に位置する家きん飼養農場においても同様に消石灰の散布を行う旨を明記。
- (4) 家きんの所有者に対する飼養衛生管理基準の遵守について、緊急時に段階的な指導を行わずとも、勧告・命令を行うことができる旨を明記。

3 今後のスケジュール（案）

- (1) 本日の検討結果を踏まえ、都道府県へ意見照会及びパブリックコメントを実施。
- (2) 本委員会での検討結果及び都道府県の意見等を家畜衛生部会に報告（6月中旬）。
- (3) 家畜衛生部会から変更の方針について答申を得た後、速やかに防疫指針を改正（7月上旬予定）。